

限主人用之、銚子ハ限酒入之、自餘物不入之、

〔宗五大草紙上〕公私御かよひの事

一銚子を人に渡候事、貴人へは銚子を取なをし、ながえの方をさし出し、總の我身をちとしづむるやうにして、銚子をちとさしあぐる様に心得て、酒の入たる方を右の手に取、ながえを左の手のひらにすへてまいらすべし、同じ程の人ならば、是も銚子を取なをし、右の手にて酒の入たる方を持、左の手にてながえを持ても可渡、人の寄やうによりて、左からならば、是も右の手にて酒の入たる方を取、左の手にてながえを取て、右の脇へ渡す也、右からならば、左の手にて酒の入たる方をと、右の手にてながえを取て、右の脇へ可渡、又酒の入たる方を兩の手に持て、ながえをも渡也、何も銚子を下に置べからず、下様へは何となく渡候也、

〔貞丈雜記酒盃七〕一銚子提子に蝶形を付る事は、蝶はのどかなる日に出て、草木の花の露を吸て、おのが友と打つれあそびたはぶる、物也、人もそのごとく酒をのみては、人と中よくよろこびたのしむべきに、腹だちいさかひなどするは、よからぬ事也、されば酒のむ人は、蝶の花の露を吸て、あそびたのしむ如くせよといふ教の爲に、蝶の折形を付るなり、瓶子に蝶花形を付るも同じ心也、

一銚子提子に祝の時、松、山たち花山やふかじなはを蝶花形にそへて付る事、松はいつも色かわらず、千年をも経る物也、山たち花は冬に至ても雪霜にいたます、實も赤く熟する物にて、二品ともにめでたき物なる故、祝に用る也、

一銚子の柄を包む事はなき事也、京師將軍殿中にて御用ありし御銚子は柄を包ざる也、大草流式之膳部記に、京都將軍家の庭丁人、大草三郎左衛門尉公以ノ記、銚子の柄をつ、み候事、當流にはなく候とあり、魚板持參記に云、御銚子の柄包候事、殿中には無ことなり云々、されば柄を包む法式はなき事也、又銚子